

## 令和7年度新庄市試作品開発支援事業費補助金 公募要項

本市の中小企業者が、試作品の開発を行うために、必要な経費の一部について補助金を交付します。

### 【補助対象者】

次のいずれにもあてはまる事業者が対象です。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行う事業者でない者
- (2) 新庄市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (3) 日本標準産業分類における製造業に分類される事業を営む者
- (4) 本補助金の交付を過去に受けていない者。ただし、過去に補助を受けた事業とは異なる事業を実施する場合を除く。
- (5) 市税を滞納していない者

### 【補助対象事業】

試作品を開発する事業

### 【補助率・補助金額・補助対象経費】

(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内

(2) 補助金額 50万円以内

(3) 補助対象経費

- ① 原材料費及び副資材費
- ② 委託費及び外注加工費
- ③ 技術指導等の講師に係る謝金、交通費及び宿泊費
- ④ 性能検査費
- ⑤ 市場調査費
- ⑥ 知的財産等関連経費

※ 補助対象経費の全てが②、⑤となる事業は対象となりません。

### 【補助事業実施期間】

交付決定日から令和8年2月末日まで

## 【申請方法】

市商工観光課地域産業振興係に、以下の書類を添付して申請下さい。

- (1)補助金交付申請書（様式第1号）
- (2)事業計画書（様式第2号）
- (3)事業収支予算書（様式第3号）
- (4)主な事業内容、社歴等の概要を説明する資料
- (5)前年度の決算書の写し
- (6)その他必要書類

※様式等は市公式ウェブサイトに掲載しておりますので、ご活用下さい。

## 【募集スケジュール】

|           |                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 応募受付      | 4月28日（月）～6月27日（金）                                             |
| 審査会※1     | 7月上旬（詳細は申請者に通知します。）                                           |
| 交付決定通知※2  | 7月中旬（審査会后）                                                    |
| 実績報告書提出期限 | 補助事業完了から30日を経過した日、または令和8年2月末日のいずれか早い日まで                       |
| 補助金の交付手続  | 補助事業完了後、申請企業を訪問して受理した実績報告書をもとに実績確認を行い、事業完了と認められた場合に補助金を交付します。 |

※1 新規性・先進性、実現可能性、投資効果、事業に対しての取り組み姿勢等を総合的に判断し、採択決定します。

※2 審査結果（不採択理由等）に関する問い合わせには、お答えいたしかねますのでご了承ください。

### 申請先・問い合わせ先

新庄市商工観光課 地域産業振興係

電話：29-5847（直通）

E-Mail：sangyou@city.shinjo.yamagata.jp